

第22期第5回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和3年12月1日（火） 14：00～14：50

II 場 所：相馬会場 相馬双葉漁業協同組合2階中会議室  
（相馬市尾浜字追川196）  
いわき会場 福島県水産会館研修室  
（いわき市中央台飯野四丁目3-1）

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題  
議案第1号 福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）  
議案第2号 許可の有効期間を短縮する件（諮問・答申）  
議案第3号 すくい網漁業に関する委員会指示について  
議案第4号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について
- 6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委 員（15名）

（1）出席者 14名

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員  
狩野 一男 委員 平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員  
森田 政利 委員 山下 博行 委員 吉田 康男 委員  
渡邊 登 委員 川邊 みどり 委員（WEB参加）  
久保木 幸子 委員 渡邊 千夏子 委員（荒天のため、仙台市内で  
WEB参加） 宮下 朋子 委員

（2）欠席者 1名

吉田 数博 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	水野 拓治
水産事務所長	石田 敏則
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	齋藤 健
水産資源研究所長	山廻邊 昭文
海区事務局 主幹（業務担当）	根本 芳春
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 副主査	川本 和宏
〃 主事	小柳 孝光
〃 主事	千野 力
〃 専門員	坂本 純一

## 1 開会（14:00～）

事務局 (根本主幹)	<p>それでは、定刻となりましたので、これより第22期第5回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>はじめに、出席者の変更について御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。</p> <p>渡邊千夏子委員は、仙台からの電車が動いていないということで、急遽、WEBで参加いただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それから知事部局の方で水産課、成田主任が欠席となっております。また、事務局の菊田主幹が欠席となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
---------------	--

## 2 会長挨拶

事務局 (根本主幹)	<p>それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>本日は、年末のお忙しい中、第22期第5回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>新型コロナの感染は落ち着いておりますが、今後の感染拡大も心配されることや、操業が忙しい時期の開催となったことから、前回に引き続き相馬といわきの二つの会場としております。</p> <p>また、川邊委員におかれましては、御多忙のため、WEBで御参加頂いております。渡邊千夏子委員は、この強風により電車が止まっているため、WEBで御参加いただいております。皆様には御協力いただきありがとうございました。</p> <p>さて、本日は、知事部局からの諮問2議題、海区委員会指示2議題を予定しております。</p> <p>十分に御協議いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>

## 3 出席状況報告

事務局 (根本主幹)	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は、吉田数博委員を除く14名の御出席をいただいております。このうち、相馬会場が6名、いわき会場が6名の御出席、また、川邊委員と渡邊千夏子委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、漁業法第145条1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
---------------	--

## 4 議事録署名人選出

事務局 (根本主幹)	<p>議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条1項の規定に基づ</p>
---------------	---

	き、会長が指名することとなっております。 では、会長、よろしくお願いいたします。
会 長	それでは、議事録署名人には、山下委員、渡邊千夏子委員を指名いたします。 両委員には、よろしくお願いいたします。
両委員	(「はい」)

## 5 議題

事務局 (根本主幹)	これより、議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしくお願いいたします。
<b>議案第1号</b>	<b>福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）</b>
<b>議案第2号</b>	<b>許可の有効期間を短縮する件（諮問・答申）</b>
議 長	それでは、議案第1号「福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）」及び議案第2号「許可の有効期間を短縮する件（諮問・答申）」を関連するものなので一括で議題とします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
水野課長	議案第1号、福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件について説明いたします。 資料の5ページをお開きください。 制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件につきまして令和3年11月18日付けで貴委員会に諮問いたしました諮問文の写しでございます。 資料6ページから13ページが県報に登載し公示します制限措置の内容、申請すべき期間の案、資料の14ページが公示した許可数を超える許可すべき申請があった場合に許可する者を決める基準でございますが、その内容について、資料の15ページの別紙により御説明いたします。 資料の15ページを御覧ください。 1の概要でございますが、今回は、参考に記載しております小型機船底びき網漁業のうちホッキガイの貝けた網など8つの漁業種類につきまして、新規の許可の公示をするものでございます。 これらの許可につきましては、昨年、令和2年8月に知事許可の一斉更新により令和5年7月末までの3年間の許可をしているものでございますが、その許可の期間中に追加で新規の許可をする必要が生じたものでございます。

その理由でございますが、震災により失われた相馬双葉漁協請戸地区の漁船2隻が、来年、令和4年春に完成し、操業を再開することに伴い、被災した漁船が、震災当時を持っていた漁業の許可につきまして、新規の許可の要望があったものでございます。

資料の17ページをお開きください。

新規の許可に関する考え方でございます。

昨年、令和2年12月に施行されました改正漁業法等により、知事許可漁業につきましては、知事が許可する船舶等の数を定めることとなりましたが、それ以前につきまして、本県では、漁業種類ごとの許可する数を定めず、知事許可の点数制により、過度な漁獲努力や許可の集中を防ぐよう制度の運用をしておりました。

制度の改正を受けて、県といたしましては、1に記載しておりますが、許可する数につきましては、昨年令和2年12月1日時点での許可数を上限とすることを原則とする考えであり、例外として、震災により失われた漁船については、共同利用漁船等復旧支援対策事業により復旧するものについては、新規の許可をする考えでございます。

そうした考えに基づき、1の(1)と(2)に記載のとおり、今回、許可の有効期間中に新規の許可をする場合の考え方としております。

2にその理由を記載しておりますが、福島県の沿岸漁業は未だ操業拡大の過程にあり、一方で、資源に対する漁獲圧力が未だ震災前よりも大幅に少ない状況にもかかわらず、3年連続でコウナゴの漁場形成がないこと、サケの回帰がないこと、沿岸性のカレイ類資源が低水準であるなど、これまでの資源管理や栽培漁業の考え方では対応できない状況となっております。

そうした状況のもとでは、漁獲努力を震災前以上にできる状況にはなく、震災前の状況に向けて生産拡大を進めるべく、沿岸漁業経営の継続性を担保しながら、震災前の漁業生産に回復し、資源状況についても見極めがつくまでの当面の間につきましては、知事許可漁業を管理していくという考えでございます。

資料の15ページにお戻りください。

3の(1)制限措置等の内容でございますが、公示する許可は、表の一番上の漁業種類に記載のとおり、復旧する漁船が震災時点で有していた許可でございまして、具体的には、1に参考として記載した表にございます8つの漁業種類でございます。

表の下から2段目、漁業を営む者の資格により、今回公示する許可は、今回復旧する漁船の使用者に限定しております。

また、表の一番下でございますが、申請期間は、来年1月4日からの1か月間とする予定でございます。

資料の7ページをお開きください。

漁業種類ごとの制限措置等の内容を説明いたします。

まず、第1、ホッキガイの貝けた網でございますが、(2)許可する数は1隻でございます。(5)操業区域は、請戸地区の漁船でございますので、第19号共同漁業権漁場でございます。操業区域につきましては、漁業種類ごとに、請戸地区の漁船の操業区域としております。3の許可の有効期間につきましては、議案第2号で御説明いたしますが、一斉更新ですでに許可しているものとあわせ、原則の3年ではなく短縮したものでございます。

次に、第2、しらうお等の船びき網が、1隻。

8ページをお開きください。第3、おきあみの船びきが1隻。

9ページをご覧ください。第4、さよりのひき網が、1隻。

10ページをお開きください。第5といたしまして、刺し網のうち流し網が1隻。

11ページをご覧ください。第6、かご漁業が1隻でございます。

12ページをお開きください。第7のかご漁業のうち、はもかご漁業は2隻でございます。

13ページ、第9は誤りで第8でございますが、固定式刺し網が2隻でございます。

以上が、新規の許可に関する制限措置の内容、申請すべき期間でございます。

資料の16ページをお開きください。

許可の基準でございますが、今回は、漁業を営む者の資格により、許可すべき船舶の数が、公示した漁船数を上回ることはありませんが、漁業調整規則において、貴委員会の意見を聴いて定めることとされているため、漁業を営む者の資格と同じ、復旧する漁船の使用者を第一位とする基準を定めるものでございまして、資料の14ページが、公表する内容でございます。

次に、議案第2号、許可の有効期間を短縮する件につきまして御説明いたします。

資料19ページをお開きください。諮問文でございます。

資料20ページをお開きください。

先ほど、議案第1号でご説明いたしました今回公示いたします制限措置については、その有効期間を規則に定める3年間ではなく短縮して定めることとして説明しております。

2の短縮する理由に記述しましたとおり、許可数等の管理上の支障とならないよう、すでに許可された知事許可がある場合は、既に許可された同じ許可の有効期間の満了日と合わせるため、追加の公示をする許可についてはその期間を短縮するものでございます。

4の今後のスケジュールでございますが、この取扱いにつきましては、今回公示する許可に適用したうえで、今後も引き続きの

	<p>取扱いとするため、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に追加する考えでございまして、次回の海区委員会に諮る予定でございます。</p> <p>資料の16ページにお戻りください。</p> <p>第1号議案、第2号議案について、貴委員会の了解をいただいたうえで、今回の新規の許可につきましては、2月下旬の許可証の発給のスケジュールで進めてまいります。</p> <p>なお、許可の制限措置等の県報掲載にあたりまして、軽微な字句等の修正が必要となった場合は、事務局に一任くださるようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	<p>水野課長、御説明ありがとうございます。</p> <p>理解が追いついていなく、申し訳ないのですが、漁業ごとに許可を出すということは、よくわかったのですが、結局、何隻の漁船になるのでしょうか。被災された2隻の漁船というお話が最初にあったかと思うのですが、そこを教えていただけるとありがたいです。</p>
水野課長	<p>今回は昨年8月からの許可ということで、他の船の同じ漁業種類については、すでに許可されており、今回、公示いたしますのは、2隻について8つの漁業種類ということで、それぞれの船ごとに持っていた許可、持っていなかった許可があるので、許可ごとに1隻、2隻とありますが、隻数としましては、来春に復旧する請戸の船2隻への発給となります。</p>
川邊委員	わかりました。ありがとうございます。
議長	他に御質疑はありませんか。
平委員	水野課長にお伺いしたいのですが、これらの船は前から許可を持っていたのか、新たに許可なのか、わからないのでお願いします。
水野課長	<p>今回、許可する船については、平成23年の震災の当時には、同じ知事許可を持っていて、請戸地区ということもあって漁船の復旧が今まで掛かっていたということで、平成23年に持っていた許可をそのまま付け直すということです。</p>
平委員	わかりました。
議長	他に御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>はじめに、議案第1号、令和3年11月18日付けで知事から</p>

	<p>諮問のありました「福島県漁業調整規則第11条の制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊千夏子委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第1号について「異議なし」で答申することに決定されました。</p> <p>続きまして、議案第2号、令和3年11月18日付けで知事から諮問のありました「許可の有効期間を短縮する件」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊千夏子委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第2号について「異議なし」で答申することに決定されました。</p>
<b>議案第3号 すくい網漁業に関する委員会指示について</b>	
議長	<p>それでは、議案第3号「すくい網漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>議案第3号 すくい網漁業に関する委員会指示について、御説明いたします。</p> <p>資料は、21ページからになります。</p> <p>この指示は、「すくい網漁業」によるオキアミやイカナゴの操業を制限するもので、昭和54年に初めて発動されております。</p> <p>この漁業は、海面近くに形成されたオキアミやイカナゴの群れを網ですくい上げて漁獲するもので、宮城県、岩手県では知事許可漁業となっておりますが、本県では行われていない漁業です。</p> <p>22ページを御覧ください。指示発動の経過等について、御説明いたします。</p> <p>昭和52年、53年の春に本県沖にオキアミ漁場が形成され、この対応として「おきあみひき網漁業」の知事許可移行が提案され、小委員会による検討等を経て、53年に、「おきあみひき網漁業」については知事許可漁業に、「おきあみすくい網漁業」については委員会による承認漁業となった経緯があります。</p> <p>また、指示発動の理由は、中ほどに示しておりますが、「すくい網漁業」を自由漁業のままにしておいたのでは、宮城県船を取り締まれない。委員会指示にすれば、仙台湾入会の交渉材料として期待できる、といった背景もございました。</p> <p>指示内容の推移ですが、真ん中の表を御覧ください。現在の内</p>



	<p>容となったのは、対象船舶に関しては、平成6年に15トン未満一本に統一しております。</p> <p>また、操業期間については、平成2年に、イカナゴが「3月1日から同月31日まで」に、オキアミが「3月1日から5月31日まで」に変更しております。</p> <p>操業海域については、オキアミは、小型機船底びき網禁止線以深であり、当初から変更はありませんが、イカナゴについては、昭和58年に、県外船は、小型機船底びき網禁止線以深で、新田川河口以北、県内船は、小型機船底びき網禁止線以深で、富岡川河口以北に制限しております。</p> <p>これまでの承認状況は、県外船については、宮城県船を対象に26隻の枠を設け、平成10年以降9隻を承認していましたが、平成24年以降は承認実績がありません。</p> <p>22ページ下の方にあります指示の継続理由にもお示したように、「すくい網漁業」は、海況次第では本県沖に漁場が形成される可能性があること、また、宮城県では知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由がないことから、引き続き委員会指示の発動が必要と思われます。</p> <p>一番下を御覧ください。承認枠につきましては、従来同様、県内船には枠を設けず、県外船には宮城県船の26隻とし、指示の内容につきましては、21ページのとおりとし、これを朗読して御提案させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">＜指示朗読＞</p> <p>指示内容につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>お伺いしたいのですが、このすくい網漁業は、福島県では行われていなくて、宮城県の漁業者を対象とした指示ということではよろしいでしょうか。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>福島県に関しましては、漁法として定着していなくて、県内で希望する方はいらっしゃらないというところです。</p> <p>宮城県では、イカナゴやオキアミを捕る主な漁法の一つとなっております。</p>
川邊委員	資料21ページの操業の承認のところで自家用の釣り餌を採捕する場合のたもすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りではないということなのですが、これも宮城県の漁船を想定しているのでしょうか。
事務局 (根本主幹)	こちらの漁法については、福島県でも操業しておりまして、春先にはえ縄のえさとして、メロウド、イカナゴを使う場合がございます。この場合にたも網で掬って使う場合があります。

川邊委員	ありがとうございます。 この餌用はどのくらいの割合になるかわかれば、教えてください。
議長	自分も経験があるが、1日の使用が20kgから30kgくらいです。 これも震災前であって、震災後はメロウド、イカナゴがないので、操業を中断している状況です。
川邊委員	餌料用も中断している状況なのですね。 ありがとうございます。
議長	他に御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第3号「すくい網漁業に関する委員会指示について」は、原案どおり発動することに、賛成の委員の皆様の手ををお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、川邊委員、渡邊千夏子委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり発動することに決定されました。

#### 議案第4号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

議長	それでは、議案第4号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。 事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	議案第4号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について御説明いたします。 資料は、23ページからになります。 この指示は、イカナゴの稚魚であるコウナゴを漁獲対象とする「こうなご電気棒受網漁業」の操業期間、操業区域等について制限するもので、「すくい網漁業」と同様に昭和54年に初めて発動されました。この漁業は、全長5センチメートル程度のコウナゴを、光に集まる性質を利用して、夜間、集魚灯を用いて水面近くに集め、棒受け網ですくって漁獲するもので、宮城県、岩手県では、通称「ランプ網」と呼ばれる「火光利用敷網漁業」として知事許可漁業となっております。 24ページを御覧ください。指示発動までの経過等について御説明いたします。昭和53年に、岩手県から、いかつり船の操業不振対策として、本県海域での電気棒受網の入会操業の申し入れがありました。委員会では、この申し入れを了承しましたが、岩

	<p>手県船の協定違反等によるトラブルが発生したことから、翌年からは承認漁業として取り扱うことが委員会で決定されました。</p> <p>指示発動の理由としては、本漁業を承認漁業にして、岩手県との入会協調を宮城県の頭越しに行うことで、仙台湾入会交渉に関して宮城県をこちらのペースに巻き込むことを期待するというものでした。</p> <p>指示内容等の推移については、真ん中の表にありますが、対象船舶は、平成6年以降、県内及び県外船とも15トン未満に統一し、操業期間は、平成2年以降、同年4月1日から同月30日までに短縮し、操業海域は、昭和62年以降、県内船が夏井川以北、県外船が夏井川以北でかつ小型機船底曳き網禁止線以深に制限しております。</p> <p>その下表にある承認枠については、岩手県に昭和54年当時18隻を設けておりましたが、承認実績隻数の減少とともに削減を行い、平成4年以降には2隻となっております。承認実績は平成14年以降、皆無となっております。</p> <p>なお、宮城県に対しては、当初から承認枠の設定は行っておりません。</p> <p>また、県内船については、過去に操業したこともあったようですが定着せず、近年における県内船の承認実績もありません。</p> <p>本漁業は、岩手県、宮城県ではイカナゴを対象とした主要漁業で、制度上も知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はないことから、継続して委員会指示の発動が必要と考えます。</p> <p>なお、現段階では、「すくい網」と同じく、仙台湾の入会交渉の切り札になるものではありませんが、継続して指示を発動し、交渉のカードとして持つ必要もあるかと思えます。</p> <p>一番下を御覧ください。承認枠については、県内船につきましては、従来同様枠を設けず、県外船につきましては、平成4年以降同様に、岩手県の2隻とし、指示の内容は23ページのとおりで、これを朗読して御提案いたします。</p> <p>&lt;指示朗読&gt;</p> <p>以上、指示内容につきまして、御審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	<p>資料24ページの承認・操業実績で宮城県船の承認枠は設定しないが、無承認での操業が行われる年が多いということなのですが、今もそういう状況なのでしょうか。</p> <p>それに対して、対応手段がなく今に至っていると書かれておりが、実際にはどのように対処されているのでしょうか。</p>

事務局 (根本主幹)	<p>まず、宮城県の状況なのですが、情報としては、度々県境を越えて福島県海域に入ってきているという話を伺っております。</p> <p>実際の取締は、水産事務所に対応しておりますので、水産事務所から報告いただければと思います。</p>
石田所長	<p>宮城県所属のランプ網の越境等の情報が入った場合には、速やかに漁業取締船あづまを出動させまして、越境しないように強く何度も指導しているところです。</p> <p>実際の情報は、漁業協同組合から情報提供がございますので、漁業協同組合と緊密に連携を図りながら指導取締にあたっているところでございます。</p>
川邊委員	<p>取締で対応されているけれども、効果がない感じなのでしょうか。</p>
石田所長	<p>近年、皆さんご存じのとおり、コウナゴ漁が不漁という状況です。従いまして、ここ1、2年はランプ網の越境の情報は積極的にはありませんが、漁協からの情報を頂きながら、今後とも指導取締に努めて参りたいと思っております。</p>
川邊委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ちなみに漁協とは、宮城県の漁協でしょうか。</p>
議 長	<p>いえ、我々、相馬双葉漁協が、夜明けと同時にコウナゴの2そうびき船を操業したり、夜中に海岸を見回って歩くとランプ網ですので、沖合にいか釣りの漁り火のように光って見えるので、それにより水産事務所に通報しておりました。</p>
川邊委員	<p>ありがとうございます。</p>
議 長	<p>他に御質疑はありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。</p>
各委員	<p>(「はい」との声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第4号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」は、原案どおり発動することに、賛成の委員の皆様の手をお願いたします。</p>
各委員	<p>(挙手総員)</p>
議 長	<p>相馬、いわき会場、川邊委員、渡邊千夏子委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり発動することに決定されました。</p>
<b>6 閉会</b>	
議 長	<p>これで予定された議題については終了しました。これを持ちまして、第22期第5回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆さま、お疲れ様でした。</p>

令和3年12月1日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光 

議事録署名人 : 山下 博行 

議事録署名人 : 渡邊 千夏子 